

中央区光害防止指導要綱

(目的)

第1条 この要綱は、中央区（以下「区」という。）における、光害を防止するために必要な指導を行うことにより、区民等が快適に暮らし、又は過ごすことができる環境を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 光害 第7条に規定する判定基準（以下「判定基準」という。）を超える屋外照明によって区民等の健康又は生活環境（区民等の生活に密接な関係のある財産並びに区民等の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。
- (2) 屋外照明 屋外を照射する全ての照明をいう。
- (3) デジタルサイネージ等 屋外照明のうち、次に掲げるものをいう。
 - ア 映像表示装置を使用した屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第2条第1項に規定する屋外広告物（以下「屋外デジタルサイネージ」という。）
 - イ 建築物等の内側に設置された映像表示装置であつて、常時又は一定の期間継続して屋外の公衆に表示するもの（以下「屋内デジタルサイネージ等」という。）
- (4) 区民等 区の区域内（以下「区内」という。）に居住する者、区内に存する事務所若しくは事業所又は学校に勤務し、又は通学する者、区内に滞在する者及び区内を通過するものをいう。
- (5) 事業者 屋外照明を設置し、又は所有し、若しくは管理する者をいう。

(区の責務)

第3条 区長は、区民等、事業者及び町会、自治会その他関係団体と連携し、光害を防止するための措置を効果的に推進するものとする。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、屋外照明が周辺地域の区民等の健康及び生活環境に影響を及ぼすことを深く自覚し、設置及び運用を適正に行うものとする。

- 2 事業者は、判定基準を遵守するとともに、光害を抑制するために必要な措置を講ずるものとする。

(デジタルサイネージ等に係る届出)

第5条 屋外デジタルサイネージ（東京都屋外広告物条例（昭和24年東京都条例第100号）第13条第5号及び第6号に規定する広告物等に該当するもの（以下「許可申請不要屋外デジタルサイネージ」という。）を除く。）の設置又は変更（次条第2項の変更を除く。次項において同じ。）をしようとする者は、設置をする場合にあつては同条例第23条に

規定する許可の申請（以下「許可申請」という。）をする14日前までに、変更をする場合にあっては同条例第27条に規定する変更許可の申請をする14日前までに別記第1号様式による届出書（以下「届出書」という。）に、次に掲げる書類を添えて区長に届け出なければならない。

- (1) 案内図
- (2) 設置状況の分かる各種図面
- (3) 判定基準確認表
- (4) 次条第1項各号に掲げる事項について周辺地域へ周知したことが分かるもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

2 許可申請不要屋外デジタルサイネージ又は屋内デジタルサイネージ等の設置又は変更をしようとする者は、当該工事に着手する14日前までに届出書に、前項各号に掲げる書類を添えて区長に届け出なければならない。ただし、次項に規定する協議の結果、判定基準を明らかに超過していない場合は、この限りでない。

3 デジタルサイネージ等の設置又は変更をしようとする者（以下「届出事業者」という。）が前2項の規定による届出をしようとするときは、事前に区長に当該デジタルサイネージ等の内容及び運用について協議するものとする。

4 届出事業者は、デジタルサイネージ等の廃止をしたときは、届出書により区長に届け出るものとする。

（周辺地域への周知）

第6条 届出事業者は、前条第1項又は第2項の規定による届出をする前までに、周辺地域の区民（周辺地域の区民が居住する住宅がある建物で2以上の区分所有者（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第2条第2項に規定する区分所有者をいう。）が存するものである場合にあっては、管理組合（マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第2条第3号に規定する管理組合をいう。）又は建物を所有し、若しくは管理する者（以下「対象者」という。））に対して、次に掲げる事項を書面その他対象者がデジタルサイネージ等の設置について知ることができる方法により周知するものとする。ただし、当該デジタルサイネージ等の許可申請が再度の許可申請になるとき（当該事項に変更がある場合を除く。）は、この限りでない。

- (1) 点灯する日
- (2) 点灯する時間
- (3) 点灯を開始する日
- (4) 前3号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

2 届出事業者は、デジタルサイネージ等の設置後に前項各号に掲げる事項の変更をしようとするときは、速やかに対象者に対して、当該事項を書面その他対象者が当該事項を知ることができる方法により周知するものとする。

3 届出事業者は、前項の変更をしようとするときは、届出書に同項の規定による周知に使

用した書面を添付の上、区長に届け出るものとする。

(判定基準)

第7条 光害の判定基準は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数値とする。
ただし、工事、防犯その他区長が必要と認めるときは、この限りでない。

- (1) 区長が事業者と協議し、区民等の健康及び生活環境に与える影響及び屋外照明を設置する場所の状況を考慮して定める方向への最大光度値 25, 000 cd
- (2) 最大鉛直面照度値 25 lx
- (3) 不快グレア GR50

(屋外照明を運用する際の配慮)

第8条 事業者は、早朝、夜間その他区民等の健康又は生活環境に係る被害が生じやすい時間帯については、減灯又は消灯に努めるものとする。

- 2 事業者は、判定基準を満たしている場合であっても、区民等から屋外照明による健康又は生活環境への影響についての訴えがあったときは、運用について配慮しなければならない。

(指導及び勧告)

第9条 区長は、光害が生じ、又は生じるおそれがあるときは、事業者に対し、光害の抑制について指導することができる。

- 2 区長は、前項の規定による指導（光害を生じさせている事業者に対するものに限る。）に従わない事業者（以下「違反者」という。）に対し、勧告をすることができる。
- 3 区長は、前項の規定による勧告（以下「勧告」という。）をするときは、別記第2号様式による改善勧告書により行うものとする。

(勧告に従わない事実の公表)

第10条 区長は、勧告を受けた違反者が、正当な理由がなく当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

- 2 区長は、前項の規定による公表（以下「公表」という。）をするときは、別記第3号様式による公表決定通知書により、違反者に通知する。
- 3 公表は、次に掲げる事項について、区役所及び特別出張所前の掲示場への掲示その他の区長が適当と認める方法により行うものとする。

- (1) 違反の場所
- (2) 違反の内容
- (3) 前2号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

(委任)

第11条 この要綱の施行について必要な事項は、環境土木部長が定める。

附 則

この要綱は、令和4年6月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年3月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日から令和5年3月14日までの間、この要綱による改正後の中央区光害防止指導要綱第5条第2項中「当該工事に着手する14日前までに」とあるのは、「許可申請不要屋外デジタルサイネージにあつては当該工事に着手する当日まで、屋内デジタルサイネージにあつては当該工事に着手する14日前までに」と読み替えて適用する。